

法人会ご入会のおすすめ

公益社団法人 坂出法人会
会長 松本 恭直

坂出法人会は、会員の税知識の向上と企業の健全な発展を図ることを目的として、昭和36年に設立され、昭和51年には社団法人として民法上の公益法人の許可を受けた健全な納税者の団体でしたが、平成20年に公益法人制度改革があり、香川県の認定を受けて、平成25年4月1日に公益社団法人となりました。

「税知識の普及、納税意識の高揚につとめ、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する」という目的に則り活動しています。

つきましては、本会の趣旨をご理解いただき、是非ともご入会いただきますよう、お願い申し上げます。

【主な事業】

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に資するための事業
- (8) その他当会の目的を達するために必要な事業

【会費の負担額】

- 1 正会員；坂出税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人）

資本金又は出資金	会費（年額）
500万円未満	4,000 円
500万円以上 1,000万円未満	6,000 円
1,000万円以上3,000万円未満	10,000 円
3,000万円以上5,000万円未満	20,000 円
5,000万円以上	30,000 円
協同組合(出資金額に関係なく)	10,000 円
注 2 法人以上の同一代表者配偶者等	1,000 円

- 2 賛助会員①：支店法人 ----- 10,000円

- 3 賛助会員②：上記以外 ----- 4,000円

【注】2法人以上の代表者が同一、配偶者または、一親等以内の親族をもって

経営されている法人（同族法人）。主たる法人（資本金の多い法人）。

※事業年度の中途に入会した場合

入会の日属する月の翌月から年度末までの月数×月割額

(公社) 坂出法人会事務局

〒762-0003 坂出市久米町1-14-14 坂出商工会館304号

TEL (0877) 45-5810 FAX (0877) 45-9452

キ
リ
ト
リ
セ
ン

入会申込書

公益社団法人 坂出法人会 御中

貴会の趣旨に賛同し、入会の申込みをいたします。

令和 年 月 日

会社所在地 〒 ー

フリガナ
会 社 名

フリガナ
代表者氏名

印

決算月	月	設 立 日	昭和 平成 令和	年	月	日
電話番号		資 本 金				
FAX 番号		会 費				
業 種		整理番号				

【紹介者】

※ 当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

法人会使用欄： プラ 名簿 会費 組織図 自振 加入勸奨 加入PC
マリンネット